

国に精神障害者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書

国の障害者支援施策においては、身体障害、知的障害及び精神障害の三障害の一元化が基本的な方針であるが、鉄道やバス、航空機等の公共交通機関における運賃割引制度については、身体障害者及び知的障害者は対象として適用されているものの、精神障害者は除外され、障害の種別によって支援の内容に差異がある状況である。

精神障害者の大半は家族と同居しているが、家族の高齢化で経済的支援力が弱まり、家族だけで支えることは限界に達している。このような状況において、精神障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の軽減や社会復帰に向けた治療、服薬の他、地域活動支援センターや就労支援施設などで福祉サービスを受ける必要があるが、通院、通所などにかかる交通費が負担となり、外出を控え、ひきこもりの要因となっている。

障害者基本法において、精神障害者は身体障害者及び知的障害者と同じ「障害者」として定義され、障害者支援施策として、社会参加や就労、雇用の促進が進められている中、身体障害者及び知的障害者に比べて経済的な負担が大きいことは、早期に解消すべき課題である。

平成 26 年 1 月、わが国は障害者権利条約を締結し、障害者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化される中で、本年 4 月には障害者差別解消法の施行を控えており、また、障害者雇用促進法において、今後企業の雇用義務の対象に精神障害者が加えられることも鑑みれば、精神障害者のみが交通運賃割引制度の対象から除外されている現状は、公平性に欠けている。

よって、国においては、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を早急に実現するため、公共交通機関の運賃割引制度に係る障害の種別による差異を解消し、公共交通事業者に対して適切な措置を求めることなどの取り組みを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 2 日